

2012年 11月 1日
豊 中 市
新関西国際空港株式会社

豊中市と新関西国際空港株式会社が

「大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進」について合意！

豊中市と新関西国際空港株式会社（以下「新関西空会社」）は、大阪国際空港およびその周辺地域の活性化を図るためのまちづくりを協働して推進するため、本日（2012年11月1日）、『「大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進」に関する基本合意』およびこれに基づく『大阪国際空港周辺場外用地（豊中市域）の取扱いに関する覚書』を締結しました。

両者の連携により、新関西空会社保有の空港周辺土地の更なる高度利用を図るなど、空港を核とした地域活性化を推進します。

【経緯・趣旨】

大阪国際空港は、大阪都心から10kmあまりとほど近く、年間約1300万人のお客様にご利用いただいている利便性の高い都市型空港であり、地域経済の重要な資源として、空港周辺地域の発展に大きく寄与している一方で、住宅や工場、商業施設等が密集する市街地に隣接して立地していることから、その成長・発展には、空港と周辺地域との共生が不可欠です。

とりわけ、豊中市の空港周辺地域においては、騒音対策のために国が買い上げた移転補償跡地（＝場外用地）（※1）が低未利用な状態で広範に広がっている一方で、近年、騒音対策の進展により、騒音対策区域が大幅に縮小していることから、移転補償跡地を工業、商業、住宅等の用途での高度利用を図り、地域活性化のために活用していくことが強く求められています。

こうしたことから、豊中市では、従来から、移転補償跡地の有効活用等による産業再生・まちづくりを目指す地域再生計画（※2）を策定し、内閣総理大臣の認定を受けるなど、積極的な取組みを進めてきたところですが、さらに、本年7月、大阪国際空港の運営が国から新関西空会社に移管されたことで、移転補償跡地についても、従来の国の管理下よりも柔軟な土地利用を行うことが可能な環境となりました。

このような大きな環境変化の中で、豊中市と新関西空会社は、移転補償跡地の有効活用等による大阪国際空港を活かしたまちづくりや空港周辺地域の産業再生について両者が協働し、空港と周辺地域の一層の活性化を図っていくことが、極めて重要な課題であるとの認識を共有し、本年4月の新関西空会社設立直後から検討・協議を進め、今般、両者の間で基本合意およびこれに基づく覚書の締結に至ったものです。

豊中市と新関西空会社は、今後、この基本合意および覚書に基づき、着実な環境対策の実施と安全面の取組みの推進を前提に、移転補償跡地の有効活用等による大阪国際空港を活かしたまちづくりや空港周辺地域の産業再生について、協働して、積極的に取り組んでまいります。

【基本合意及び覚書の概要】

1. 「大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進」に関する基本合意

大阪国際空港を活かしたまちづくりについて、着実な環境対策の実施と安全面での取組みを前提に、大阪国際空港とその周辺地域の活性化を図るための豊中市と新関空会社の基本的な認識についての基本合意。

- ① 豊中市は、地域再生計画の目標達成を図るなど、空港を活かしたまちづくりを推進。
- ② 新関空会社は、豊中市による空港を活かしたまちづくりに協力。

2. 大阪国際空港周辺場外用地(豊中市域)の取扱いに関する覚書

「大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進」に関する基本合意に基づく、豊中市が使用している場外用地(＝移転補償跡地)の具体的な取扱いについての覚書。

① 基本事項

- ・ 場外用地の利活用に当たって、豊中市と新関空会社が協力すること。

② 新関空会社が貸し付けている場外用地の具体的な取扱い方針

- ・ 公園など、豊中市が新関空会社から借用している場外用地の用途の在り方について、両者で検証すること
- ・ 上記の検証を踏まえた場外用地の具体的な取扱い方針(市に継続貸付け、市への寄付、市からの返還、市への売却 等)

(※1) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第9条に基づき、国が買収した土地(本年7月の関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴って、国から新関空会社に出資され、現在は新関空会社が保有・管理)。

大阪国際空港周辺の移転補償跡地(豊中市、伊丹市、川西市)の面積は、合計約85ha。

(※2) 地域再生法第5条に基づく地域再生計画(内閣総理大臣が認定)。豊中市においては、平成18年7月3日に『大阪国際空港周辺地域における移転跡地の有効活用による「まちづくり」と「産業再生」計画』の認定を受けている。

身近で、こころ満たす空港

ITM

OSAKA INTERNATIONAL AIRPORT

「大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進」に関する基本合意

豊中市と新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」という。）は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の趣旨を踏まえた着実な環境対策の実施と安全面での取組みの推進を前提に、大阪国際空港とその周辺地域の活性化を図るため、下記のとおり合意する。

記

1. 豊中市は、地域再生法に基づく地域再生計画「大阪国際空港周辺地域における移転補償跡地の有効活用による「まちづくり」と「産業再生」計画」（平成18年7月3日内閣総理大臣認定）の目標達成を図ること等を通じて、第3次豊中市総合計画後期基本計画に位置付けられた施策「大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進」の実現を目指すものとする。
2. 新関空会社は、大阪国際空港内及び周辺に保有する土地の適切な利活用等を通じて、豊中市による「大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進」に協力するよう努めるものとする。

本合意を証するため、本合意書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成24年（2012年）11月1日

豊中市

豊中市長 浅利 敬一郎

新関西国際空港株式会社

伊丹空港本部長 春田 謙

大阪国際空港周辺場外用地（豊中市域）の取扱いに関する覚書

豊中市と新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」という。）は、「大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進」に関する基本合意（平成24年11月1日）に基づき、大阪国際空港及びその周辺地域の活性化を図るため、下記のとおり覚書を締結する。

記

I 基本事項

1. 新関空会社は、売却をはじめとする大阪国際空港周辺場外用地（豊中市域のものに限る。以下「場外用地」という。）の利活用にあたっては、地域再生法に基づく地域再生計画「大阪国際空港周辺地域における移転跡地の有効活用による「まちづくり」と「産業再生」計画」（平成18年7月3日内閣総理大臣認定）（以下「地域再生計画」という。）に十分に配慮するとともに、豊中市と事前に必要な連絡・調整を行うものとする。
2. 豊中市は、新関空会社から建物建築に係る土地の区画形質の変更その他の開発行為等について相談を求められた場合、または、境界確定、隣地購入、その他住民等と交渉を要する場合には、新関空会社に対し、必要に応じて指導、助言、調整等の協力を行うものとする。

II 場外用地の具体的な取扱い方針

豊中市及び新関空会社は、地域再生計画の推進、空港周辺地域の活性化や新関空会社の民間企業としての適正な土地利用に資するため、現時点において、豊中市が新関空会社から借り受けている道路、公園等に係る場外用地について、今後、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 新関空会社は、以下の場外用地については、原則として現行通りの条件で今後も継続的に豊中市に使用させるものとする。
 - ①騒音対策区域第2種区域、大阪国際空港周辺緑地の区域又はこれらの区域に準ずる区域に存する場外用地
 - ②上下水道施設に係る場外用地
2. 豊中市及び新関空会社は、豊中市が新関空会社から借り受けている道路、公園、防火水槽等に係る場外用地（1. ①の場外用地を除く。以下同じ。）の利用の必要性について、地域再生計画の推進、空港周辺地域の活性化や新関空会社の民間企業としての適正な土地利用に資する観点から十分な検証を行う。

3. 新関空会社は、2. の検証の結果、大阪航空局において売却済みの場外用地、または、現在同社が保有している場外用地の価値を向上させている、もしくは、向上させることが確実と見込まれると判断された豊中市道に係る場外用地（※）について、豊中市に寄付するものとする。

（※）以下の土地等。

- ・過去に大阪航空局が売却した場外用地に接しており、当該用地の利用に必要な不可欠な豊中市道に係る場外用地
- ・新関空会社が場外用地を保有・管理または利活用するにあたって不可欠な豊中市道に係る場外用地

4. 豊中市は、2. の検証の結果、現行通り使用するよりも、返還の上、他の用途で活用した方が適切であると判断された場外用地については、速やかに必要な関係者調整を行った上、新関空会社に対し、計画的に返還するものとする。

5. 豊中市は、2. の検証の結果、現行通り使用することが適切であると判断した場外用地については、財政状況等を勘案しつつ、計画的に購入又は豊中市有地との交換等を行うものとする。

Ⅲ その他

1. 豊中市及び新関空会社は、協議の上、今年度内を目途に、Ⅱに関する具体的な年次計画を作成するものとする。
2. 新関空会社は、1. の年次計画に基づく措置が講じられるまでの間の経過措置として、原則として現行通りの条件で豊中市に場外用地を使用させるものとする。
3. 豊中市及び新関空会社は、この覚書に定めのない事項については、地域再生計画の推進や空港周辺地域の活性化、新関空会社の民間企業としての適正な土地利用に資する観点から、両者誠意をもって協議するものとする。

本覚書を証するため、本覚書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成24年（2012年）11月1日

豊 中 市
豊中市長 浅 利 敬 一 郎

新関西国際空港株式会社
伊丹空港本部長 春 田 謙